

平成20年度介護老人保健施設整備事業事業者募集要項

1 はじめに

本市では「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、介護老人保健施設の整備目標として、平成21年度末までに新たに247名分の施設サービス確保を予定してします。

介護保険事業計画は3年ごとに策定され、平成21～23年度は、第4次事業計画年度にあたります。第4次事業計画は、平成20年度中に策定される予定のため、今回の募集は、第3次事業計画策定時における平成21年度末までの施設サービス見込み量を元に算出しています。今後の第4次事業計画策定後、若干の数値の変動がある可能性もありますので、ご了承ください。

また、募集にあたっては、関係法令等をご理解の上、ご応募ください。

なお、整備予定以上の応募があった場合には事業者を選定させていただきます。

2 募集の内容について

(1) 整備施設

ユニット型小規模介護老人保健施設を優先して整備します。

(定員29名以下。単独施設、サテライト型施設、医療機関併設型施設のいずれでも構いません。)

(2) 整備予定数

平成21年度整備分 247床(予定)

平成21年度整備数については、今後定める第4次介護保険事業計画(平成21～23年度)にて確定するため、現段階での予定数です。

(3) 今回募集する計画期間

平成21年度

原則として整備年度に着工していただきます。

(4) 応募資格

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第3項各号に該当する者でないこと

新設法人については、関係行政機関と協議を行い、許可が得られる明確な見通しがあること。

3 整備の準備について

(1) 整備予定調査票の提出

平成21年度に介護老人保健施設の整備を希望される事業者は、平成20年6月20日(金)までに別添の介護老人保健施設整備予定調査票を保健医療課までご提出ください。

期日までにご提出いただく介護老人保健施設整備予定調査票をもって仮申込みがあったものといたします。

(2) 書類の提出

平成20年8月22日(金)までに、介護老人保健施設整備計画書を始めとする各様式及び必要書類を保健医療課までご提出ください。

別添の「整備手続きの流れ」に従い、整備計画に関するヒアリングを実施し、整備事業者の選定を行ってまいります。

(3) 準備委員会等

主な職員を中心とする準備委員会等を法人内に設立し、施設の運営方針や整備計画等を検討してください。また、提出する各書類については準備委員会等で十分検討してください。

(4) スケジュール作成

施設整備の準備にかかるスケジュールを作成し、その進捗状況を把握してください。

(例)

| 項 目 | 完 了 年月日 | 開設準備 時 期 | 施設建設 時 期 | 開設申請 時 期 |
|--|------------|-------------|-------------|-------------|
| 基本理念の策定 基本計画の策定 施設見学 規模確定 土地の取得 資金計画 ： | | | | |

基本設計、近隣説明、開発許可協議、福祉医療機構への融資相談、実施設計、入札、建設工事、職員の確保、職員の研修、備品・物品搬入、定款変更、開設許可申請など

4 地域介護・福祉空間整備等交付金について

小規模ユニット型（定員29人以下）の介護老人保健施設につきましては、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく市町村交付金の交付対象となります。なお、地域介護・福祉空間整備等交付金は、生活圏域（本市においては行政区）を基準として作成する市町村整備計画に基づき、国において採択されますが、本市においては特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備を一体として市町村整備計画を定めることとしております。

生活圏域の施設整備状況によっては、特別養護老人ホーム整備との関係上、交付金を全額受けて整備することができない場合がありますので、よろしくお願ひします。

5 整備上の主な留意点（別紙基準もご参照ください。）

- (1) 敷地を所有すること。敷地が定期借地の場合は、その期間は50年以上であること。
- (2) 施設規模は29床以下が望ましいこと。また施設形態は、ユニット型施設が望ましいこと。
- (3) 認知症高齢者に対応できる機能を盛り込むこと。胃ろうを造設している等医学的管理の必要な高齢者に対応できることが望ましいこと。
- (4) 家庭的な雰囲気の中で入所者が生活できるよう、施設的环境を整えること。（木材の活用等）
- (5) 利用者のプライバシーに配慮した設備を設けること。（例：共用トイレのドアの設置、脱衣室内のトイレの設置）
- (6) オープンスペースは平面図上用途ごとに区分すること。
- (7) オープンスペースと廊下は床の色を変えるなど明確に区分すること。
- (8) 廊下のほか、利用者が行動する範囲の各室の壁等に手すりを設置すること。
- (9) エレベーターは寝台が収容できるものを1台設置することとし、施設の形態により2台以上の設置を検討すること。
- (10) 療養室の面積にはトイレを含めないこと。
- (11) 浴室及び脱衣室にブザーを設置すること。
- (12) トイレは利用に支障がないよう十分な数を設置すること。
- (13) 倉庫、リネン室については十分な面積を確保すること。
- (14) 通所定員の設定については地域の実状を踏まえ適正な数とすること。
- (15) 居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等、在宅生活を支援する施設を設置することが望ましいこと。

- (16) 家族等の駐車場については必要数を確保すること。
- (17) 地域介護・福祉空間整備等交付金を希望する場合には、市町村整備計画策定後の設計変更は原則として認めないこと。

6 開設許可申請について（所管：愛知県健康福祉部高齢福祉課）

開設許可申請にあたっては、施設の完成及び職員の採用だけでなく、施設に勤務する職員の研修が必要となります。

開設許可の実地検査は、入所及び通所について定員の全てが、検査当日から施設内で療養できる状態であることを前提に実施します。よって、施設・設備検査のほか、車椅子等の備品の整備状況、看護介護記録等諸記録の整備及び職員の研修状況等を確認するので、許可申請の前の準備を十分に行ってください。

また、開設許可申請内容については、主な職員に対してヒアリングを実施し、その後審査に着手します。

よって、施設完成をもって開所日を設定し、開設許可を受ける前に事実上の入所日を決定することのないよう留意してください。

7 問合せ・受付先

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

名古屋市健康福祉局健康部保健医療課地域医療係

担当：原田、岡

TEL：052-972-2623

FAX：052-972-4154

メール：a2623@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

書類提出等で来庁される場合には事前に電話でご連絡ください。

提出された書類に不備等があった場合には、書類の訂正・追加等を依頼することがありますので、期限に間に合うようお早めにご用意いただきますようお願いいたします。